

宮崎県ギャンブル等依存症対策推進計画 (第2期)

令和6年3月

宮 崎 県

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 計画の進行管理と見直し	2

第2章 本県の状況

1 ギャンブル等の施設の状況	2
2 依存症患者の状況	5
3 精神保健福祉センターの取組状況	5
4 自助グループの活動状況	6

第3章 基本理念

	7
--	---

第4章 第1期計画評価

	7
--	---

第5章 具体的な取組

1 予防教育・普及啓発	8
2 相談・治療支援	10
3 回復支援	12
4 その他	13

【参考資料】

宮崎県依存症対策推進協議会設置要綱	14
宮崎県依存症対策推進協議会委員名簿	15

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

ギャンブル等については、多くの人が競馬等の公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方、これらにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせている人もいます。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復が十分可能であるにもかかわらず、本人及びその家族が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。また、社会全体がギャンブル等依存症に対する関心と理解を深め、その予防を図ることが重要です。

このため、国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）を制定しました。さらに、国は平成31年4月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定し、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくこととしています。

本県においても、令和2年12月に「宮崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、関係機関と連携をしながら計画的に取り組みを進めてきたところです。

ギャンブル等依存症に関する状況の変化や宮崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の評価状況を踏まえ、本計画を策定し、ギャンブル等依存症対策のさらなる充実を図ることとしました。

2 計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項の規定により都道府県が策定する計画です。

「第8次宮崎県医療計画」（令和6年3月策定）や「宮崎県アルコール健康障がい対策推進計画（第2期）」（令和6年3月策定）等との整合性を図っています。

3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間です。

※ 期間の終期は、「第8次宮崎県医療計画」（計画期間：令和6年度～令和11年度）に合わせています。

4 計画の進行管理と見直し

6年間で実施する取組について、令和8年度に中間評価・検証を行いながら進行管理を行うとともに、必要に応じ見直しを行います。

第2章 本県の状況

1 ギャンブル等の施設の状況

(1) 各施設数

県内にあるギャンブル等の施設数（令和5年8月時点）は、次のとおりです。

「競馬」は宮崎市内に場外発売所があるほか、競走馬の育成を行う育成牧場もあります。「競輪」、「オートレース」、「モーターボート」も、県内にそれぞれの場外発売場があります。これらの公営競技は場外発売場で投票券を購入できるほか、電話やインターネットでも投票することができます。

「ぱちんこ」は県内各地域に94の遊技場があり、利用者が通いやすい環境にあります。

	競馬	競輪	オートレース	モーターボート	ぱちんこ
	場外発売所			遊技場	
宮崎東諸県	1	1	1	1	29
日南串間				1	11
都城北諸県		1	1	1	17
西諸県					5
西都児湯					12
日向入郷		1	1	1	8
宮崎県北部					12
合計	1	3	3	4	94

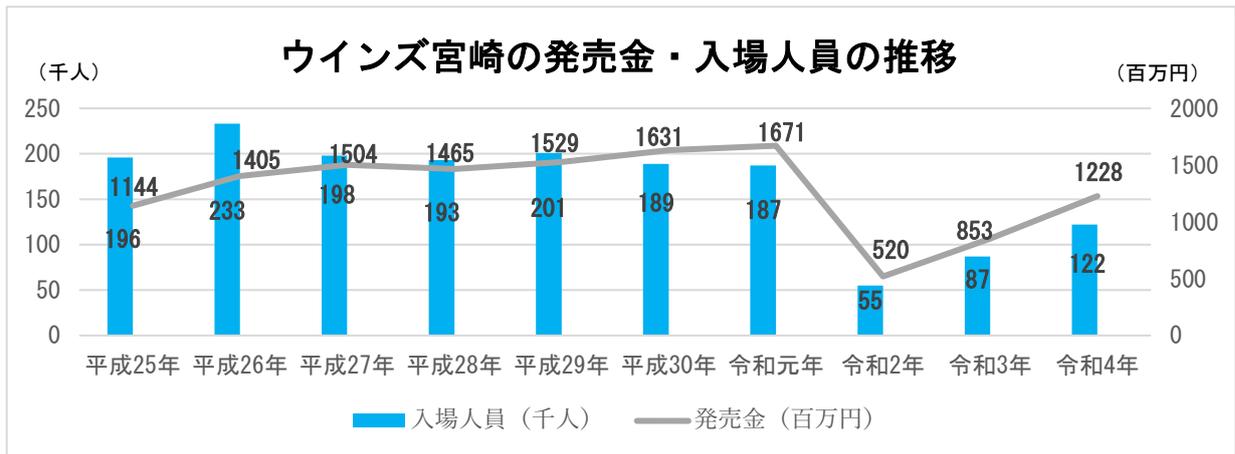
出典：各場外発売場のホームページ（競馬、競輪、オートレース、モーターボート）

宮崎県警察本部統計資料（ぱちんこ）

(2) 競馬の状況

日本中央競馬会ウインズ宮崎（平成22年2月27日開設）の発売金及び入場人員の推移は、次のとおりです。

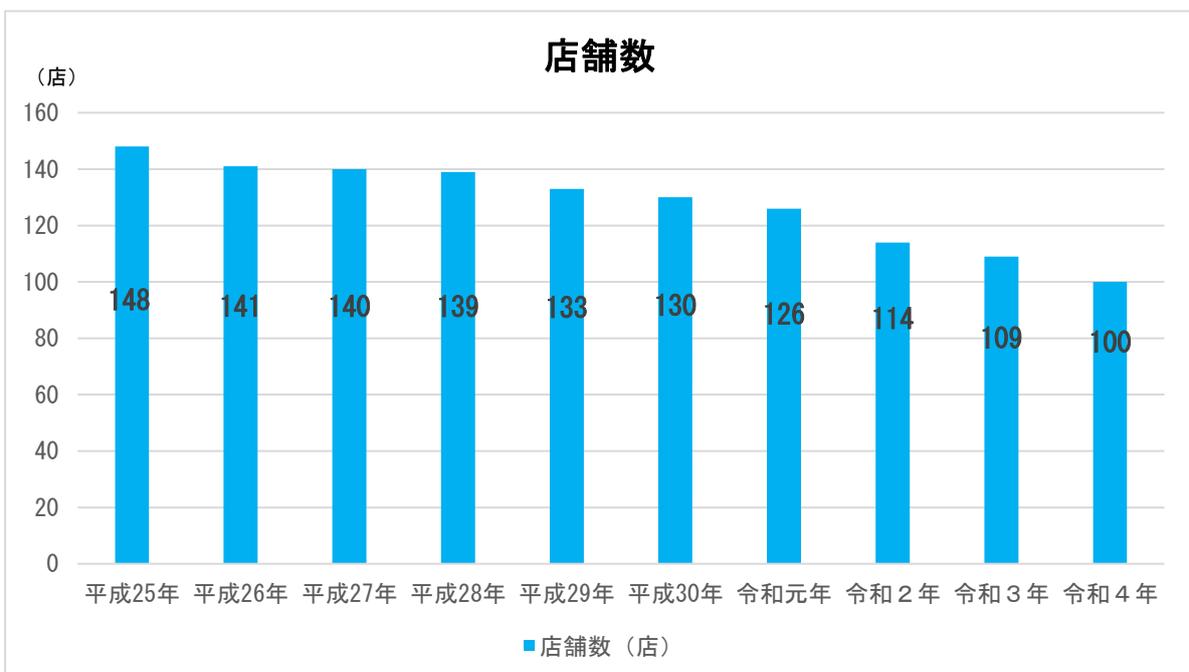
新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年までは、入場人員は平成26年度が最大となっている一方で、発売金は年々増加傾向でした。新型コロナウイルス感染症流行後の令和2年は入場人員及び発売金ともに過去最低となっておりますが、令和4年の発売金は約12.3億円と増加傾向になっています。



出典：日本中央競馬会ウインズ宮崎統計資料

(3) ぱちんこの状況

県内におけるぱちんこ遊技場の店舗数（各年末時点）の推移は次のとおりで、平成25年をピークに減少傾向にあります。



出典：宮崎県警察本部統計資料

(4) 公営競技におけるインターネット投票の状況

新型コロナウイルス感染症の影響等により、全国において公営競技におけるインターネット投票の利用が増加し、売り上げの多くがインターネット投票によるものといえる状況にあります。

①直近3事業年度におけるネット会員者数推移 ※（）内は前年度比増加率

	中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース	モーターボート競走
H30事業年度	4,218,913	1,809,063	945,368	264,544	801,404
R1事業年度	4,473,872(+6%)	2,146,847(+19%)	1,245,648(+31%)	376,878(+42%)	962,956(+20%)
R2事業年度	5,064,402(+13%)	2,634,919(+23%)	1,849,192(+48%)	469,287(+24%)	1,172,873(+21%)

※オッズパーク（地方競馬・競輪・オートレースの投票券を同一サイトで購入可能）の会員は地方競馬の数字のみでカウント

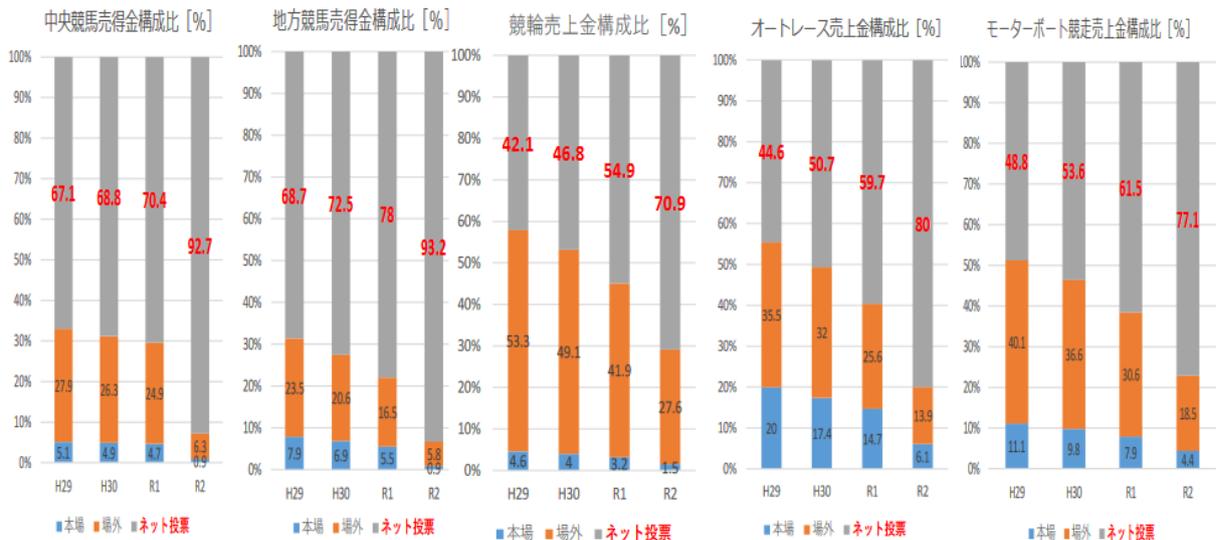
※チャリット、ウィンチケット（競輪・オートレースの投票券を同一サイトで購入可能）の会員は競輪の数字のみでカウント

②令和2事業年度におけるネット投票売上（売得金）の対前年度比

中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース	モーターボート競走
135.8%	155.7%	146.6%	171.5%	170.3%

※中央競馬は1～12月を1事業年度、他は4月～翌年3月までを1事業年度

③平成29～令和2事業年度の各売上（売得金）の販路別構成比



※中央競馬は1～12月を1事業年度、他は4月～翌年3月までを1事業年度

※グラフ中の（％）表示は総売上（売得金）に占める割合

出典：公営競技におけるインターネット投票に係る現状及びその依存症対策について（内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局 農林水産省・経済産業省・国土交通省）

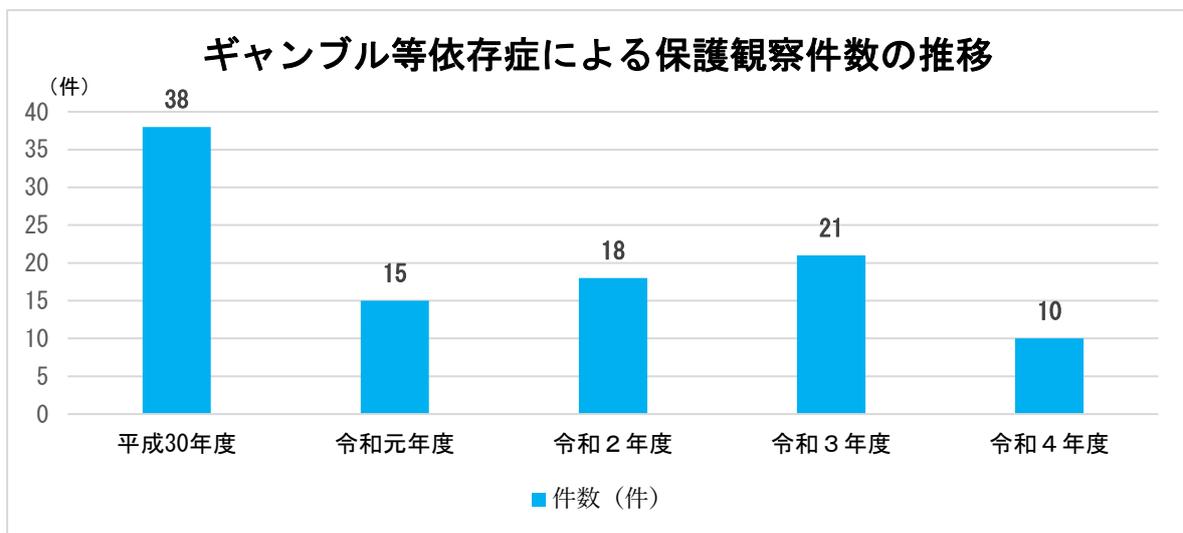
2 依存症患者の状況

(1) ギャンブル等依存症患者の状況

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが令和2年度に実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書によると、過去1年以内におけるギャンブル等依存が疑われる者の割合は、全体で2.2%でした。これを本県の令和2年の人口（満18歳以上75歳未満）で算出すると、約15,000人となります。

(2) ギャンブル等依存症による保護観察の状況

本県において、ギャンブル等依存症の影響により保護観察となった件数は、平成30年が38件と多くなっていますが、令和元年度以降は10～20件程度で推移しています。



出典：宮崎保護観察所統計資料

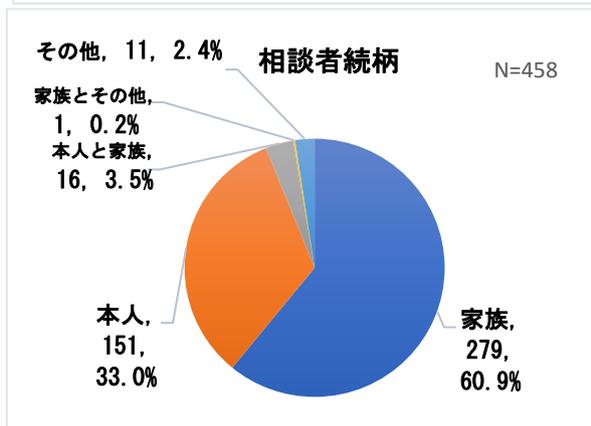
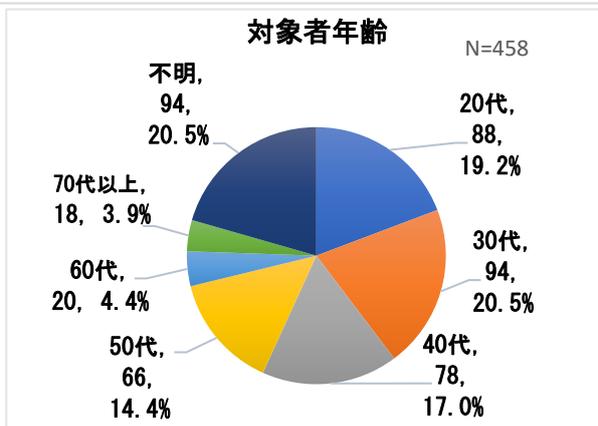
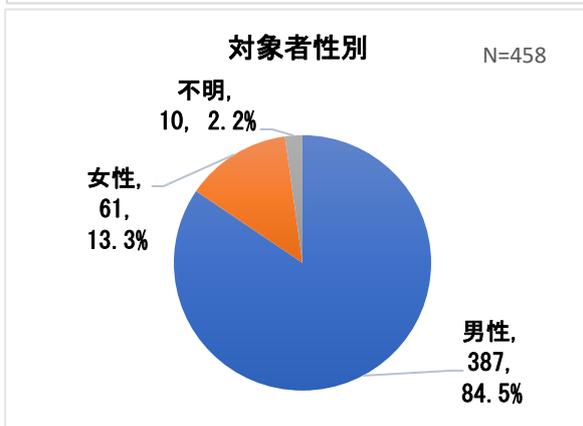
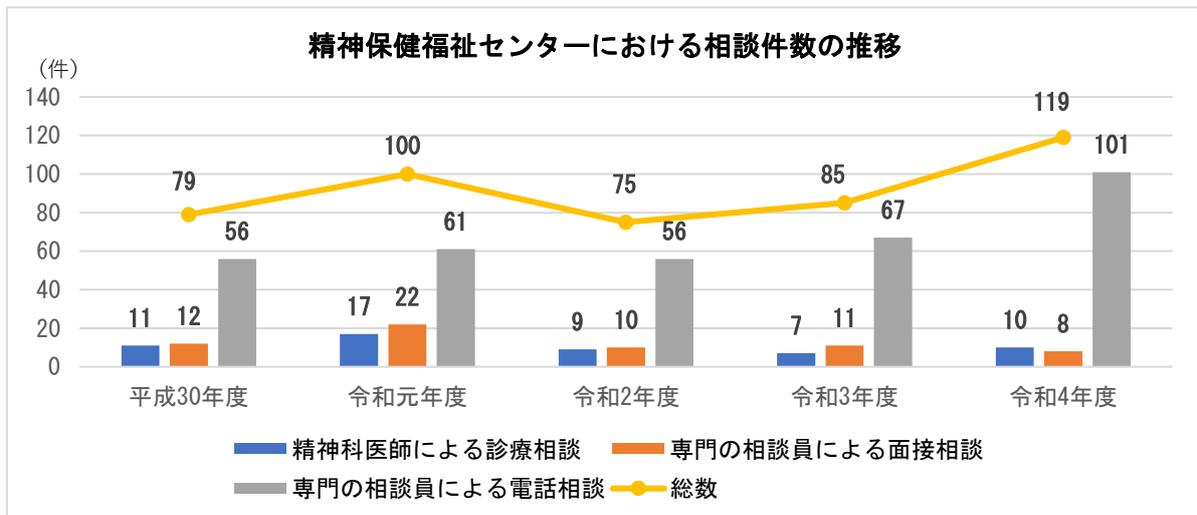
3 精神保健福祉センターの取組状況

(1) 取組の概要

本県の精神保健福祉センターは、ギャンブル等依存症の相談拠点として精神科医師による診療相談や専門の相談員による面接・電話相談を実施しているほか、関係機関と連携を図りながら家族教室や支援者向け研修等を開催しています。

(2) 相談の状況

精神保健福祉センターが平成30年度から令和4年度までに受けた相談（計458件）の状況は、次のとおりです。



4 自助グループの活動状況

(1) G A (Gamblers Anonymous)

- ・組織の概要 ギャンブルをやめたいと願う本人たちのグループです。
- ・ミーティング参加者数 10人程度
- ・活動状況(令和5年度) ミーティング(毎週水曜日)

(2) ギャマノン (GAM-ANON)

- ・組織の概要 ギャンブル等の問題によって影響を受けた家族、兄弟、友人等のグループです。
- ・会員数(令和5年度) 10人程度
- ・活動状況(令和5年度) ミーティング(毎週土曜日、第1週のみオープン)

第3章 基本理念

国の「ギャンブル等依存症対策基本法」及び「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、本県のギャンブル等依存症対策の基本理念を次のように定めます。

- ・ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な支援の実施並びに予防の徹底
- ・行政機関や関係事業者、自助グループ等が連携した取組の推進
- ・ほかの依存症に関する施策や様々な社会問題に関する施策との連携

第4章 第1期計画評価

本県においては、令和2年12月に本計画(第1期)を策定し、令和3年度から令和5年度の3年間取組を推進して参りました。

本計画(第1期)においては、「1 予防教育・普及啓発」「2 相談・治療支援」「3 回復支援」にわけ、取組指標を設定し取組を実施したため、以下のとおり評価をします。

「1 予防教育・普及啓発」に関する取組指標

	策定時	達成値	目標値
ギャンブル等依存症パンフレットの配布場所	0か所 (令和2年度)	29か所	配布場所の増 (令和5年度)

必要に応じて相談者にパンフレットを配布し、専門学校や大学へ配布を行っていますが、常設されたギャンブル等依存症パンフレットの配布場所は県内0か所のため、今後も配布場所の検討をする必要があります。

「2 相談・治療支援」に関する取組指標

	策定時	達成値	目標値
各種依存症支援者養成研修受講者数	93人 (令和元年度)	210人 (令和3～5年度計)	300人 (令和3～5年度計)
ギャンブル等依存症専門医療機関選定数	0か所 (令和2年12月)	1か所 (令和5年10月)	3か所以上 (令和5年度末時点)

新型コロナウイルス感染症の流行により、各種依存症支援者養成研修の受講者数は目標値を下回りましたが、新型コロナウイルス感染症流行下でも開催方法をオンラインに切替えることによって、継続して研修会の実施をしました。また、ギャンブル等依存症専門医療機関は1か所選定したところですが、今後も選定を進めていきます。

第5章 第2期計画における具体的な取組

ギャンブル等依存症対策を推進するに当たっての具体的な取組は次のとおりです。

1 予防教育・普及啓発

(1) 教育の振興

- ギャンブル等依存症に関する指導は、高等学校において取り扱うため、高等学校への啓発を進めていきます。(教育委員会スポーツ振興課)
- 教師用指導参考資料「『ギャンブル等依存症』などを予防するために」の活用事例等を探りながら、周知方法を検討していきます。(教育委員会スポーツ振興課)
- 関係機関と連携し、啓発用資料の周知等を通じて、管内私立学校等におけるギャンブル等依存に関する普及啓発に取り組みます。(みやざき文化振興課)
- 地域の団体や学校等と連携しながら、児童生徒に対して各種依存症の予防に取り組むとともに、保護者等に対して依存症に関する知識やリスク等の理解促進を図ります。(保健所)
- 民法改正(令和4年4月1日施行)に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、一人で有効な契約をすることができるようになったため、高校生等を対象に学校と連携した消費者教育を行います。(生活・協働・男女参画課・県消費生活センター)
- 多重債務問題に関するリーフレット等を市町村や関係機関窓口へ配布し、幅広く周知を図ります。(生活・協働・男女参画課・県消費生活センター)
- ギャンブル等依存症関連問題に関する啓発等の取組をより効果的に推進するため、民間団体との連携を図ります。(宮崎保護観察所)
- ギャンブル等依存症があらゆる問題の背景に潜んでいる場合があることを踏まえ、一般市民が訪れる商業施設でのパネル展の開催や福祉こどもセンター等を通じてリーフレットを配布したり、常設する場所を増したり、さらなる啓発を展開していきます。

(精神保健福祉センター)

- 家庭や職場においてギャンブル等依存症や関連する問題が正しく認識され予防につながるよう、依存症は誰にでもなりうる可能性がある疾患であることやギャンブル等依存が日常生活に与える影響、回復支援の方法等の啓発に努めます。(精神保健福祉センター)
- 県民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)において、積極的に広報活動を行います。(障がい福祉課・精神保健福祉センター)

(2) 不適切なギャンブル等の誘因防止

- メディア側の基準(「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等)および日本中央競馬会広告・宣伝指針(2022年7月策定)に従い、過度に射幸心をあおる内容にならないよう留意します。また、勝馬投票券を購入することが禁じられている20歳未満の者に対し勝馬投票券の購入を禁止することや、ギャンブル等依存症の抑止のため、「のめり込み」を防止し節度ある購入を促す等の配慮を行います。(ウインズ宮崎)
- JRAのギャンブル等依存症対策についてご案内したリーフレットをインフォメーションに設置します。(ウインズ宮崎)
- 事業所内等で、ギャンブル等依存症問題に関する注意喚起のための啓発を行います。(ウインズ宮崎)
- 館内に掲示するレース開催告知ポスターや勝馬投票券の自動発売機に貼付するステッカー(ともにJRA本部作成)、ウインズ宮崎で実施するイベントを告知するチラシ等において、20歳未満の者の勝馬投票券の購入禁止・のめり込み防止に関する注意喚起を実施します。(ウインズ宮崎)
- 本人又はその家族が入場制限を申告したときは、JRA本部が定める手続きに沿って当該措置を実施します。(ウインズ宮崎)
- 適切な顧客対応の観点からギャンブル等依存症に関する知識を習得させるため、従業員への研修を行います。(ウインズ宮崎)
- ぱちんこ遊技場やホームページにおいて、ギャンブル依存症問題に関する注意喚起を継続して行います。(宮崎県遊技業協同組合)
- 18歳未満の者のぱちんこ遊技場への立入りを防止するため、広報活動を継続して行います。(宮崎県遊技業協同組合)
- 18歳未満と思われる者に対して身分証明書等による年齢確認を行い、18歳未満の者には退店していただきます。(宮崎県遊技業協同組合)
- ギャンブル等依存症に関する知識の向上や「のめり込み防止」への取組を促進するため、継続して従業員への研修を行います。(宮崎県遊技業協同組合)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第16条に基づき、ぱちんこ営業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝を行うことがないように、立入を行うなどにより指導します。(警察本部生活環境課)
- ぱちんこ営業者が、18歳未満の者への入場制限対策を強化するよう、立入を行うなど

により指導します。（警察本部生活環境課）

- 政府のギャンブル等依存症対策基本法に基づく広告規制の内容及び効果を検討し、意見書等の作成を行います。（宮崎県弁護士会）

〈予防教育・普及啓発に関する取組指標〉

	策定時	目標値
ギャンブル等依存症パンフレットの配布場所	29 か所 (令和5年度)	配布場所の増 (令和11年度)

2 相談・治療支援

(1) 相談支援の充実

- 本人やその家族からの相談を電話やメールで受け付け、専門家（臨床心理士）が対応する相談窓口（公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター）について、事業所内に掲示するポスター・来場者に配布するリーフレット（ともにJRA本部が作成）で告知します。（ウインズ宮崎）
- ギャンブル等依存症に関する相談があった場合に、必要に応じて支援機関、医療機関を紹介します。（ウインズ宮崎）
- ギャンブル等依存症に関する相談があった場合に、円滑に対応できるよう従業員の研修を行います。（ウインズ宮崎）
- 各遊技場に相談窓口を設置するとともに、遊技場内へ相談窓口の告知ポスターを掲示したり、ホームページへ相談窓口に関する紹介記事を掲載したり、相談窓口の周知活動を強力に行います。（宮崎県遊技業協働組合）
- 定期的なアドバイザー養成研修会により計画的に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、各遊技場にアドバイザーの資格を有する職員を複数配置して、相談に対応できる体制を一層強化します。（宮崎県遊技業協同組合）
- 支援が必要な相談者には自助グループや各種相談機関、医療機関等を紹介します。（宮崎県遊技業協同組合）
- 遊技者本人が遊技時間・金額等を遊技場に申告して遊技制限依頼をする「自己申告プログラム」や家族の申告により本人来店制限等が行える「家族申告プログラム」の広報啓発やこれらプログラムの導入強化に取り組みます。（宮崎県遊技業協同組合）
- ギャンブル等依存症である者及び家族等に対し、県内相談機関と連携し、情報提供や相談窓口の案内を行います。（生活・協働・男女参画課（県消費生活センター））
- 精神保健福祉センターをギャンブル等依存症相談拠点として位置づけ、様々な関係機関と連携しながら相談・回復支援体制の強化を図っていきます。（精神保健福祉センター）
- ギャンブル等依存症の当事者及び家族を対象に電話や来所相談、専門の医師による相談（診療相談）を実施します。また、相談者の状況に応じて医療機関、自助グループ、その他適切な相談機関等の紹介を行います。（精神保健福祉センター・保健所）

- 国等が実施する研修に精神保健福祉センターや保健所等の職員を派遣することにより、相談支援技術の向上や専門知識の習得を促進します。（障がい福祉課）
- 相談対応者に対し、あらゆる問題の背景にギャンブル等依存症に関する問題が潜んでいる場合があることの周知を図り、早期発見・早期介入に対応できる環境を整備します。（精神保健福祉センター）
- 本人や家族から寄せられる精神的問題、生活問題等に対し、背景にギャンブル等依存症に関する問題が確認された場合、早期に適切な相談や支援につなげます。（精神保健福祉センター）
- ホームページやリーフレット等の媒体を通じて県民に対し、ギャンブル等依存症に関する相談窓口を周知します。（精神保健福祉センター）
- 公共施設や啓発イベント等、多くの県民が利用する場所に相談先や自助グループ等のリーフレット等を配布し、相談・回復支援窓口の周知を図ります。（精神保健福祉センター）
- 精神保健福祉センターにおいて、家族教室を開催し、ギャンブル等依存症の当事者への関わり方について学んでいただくとともに、家族自身の心身の健康を支援します。（精神保健福祉センター）
- 支援者研修開催に向けて関係機関に対し研修の支援や協力を行います。
また、依存症相談拠点として、関係機関等の相談支援を行う者に対して支援を行い、人材育成を図ります。（精神保健福祉センター）
- ギャンブル等依存症の当事者及びその家族に対し、適切な医療機関や自助グループを紹介するなど、本人や家族がより円滑に切れ目なく支援に結びつくよう、関係機関と連携しながら進行予防及び回復に繋がる情報提供や相談支援を行います。（精神保健福祉センター）
- ギャンブル依存症者及びその家族らや関係者の状況について理解して適切に対応できる弁護士による相談体制を強化し、関係機関との連携による円滑な支援の実現を目指します。（宮崎県弁護士会）

(2) 適切な医療の提供

- ギャンブル等の問題を抱える方に対し、適切な医療を提供することができる専門医療機関について、ホームページ等を活用して県民へ広く周知し、加えて、国のギャンブル等依存症問題啓発週間には周知の強化を図ります。また、定期的な依存症専門医療機関担当者会議の開催や関係者間での情報共有等により、依存症専門医療機関数の増加を含めた依存症治療の充実を図ります。（宮崎県精神科病院協会・宮崎県診療所協会・障がい福祉課）
- ギャンブル等依存症の当事者が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、各種相談窓口等と医療機関とのネットワークを県内各地で構築します。（障がい福祉課・精神保健福祉センター・保健所）
- 国等が実施する研修に医療機関の従事者を派遣することにより、医療技術の向上や専門知識の習得を促進します。（障がい福祉課）

〈相談・治療支援に関する取組指標〉

	策定時	目標値
各種依存症支援者養成 研修受講者数	210人 (令和3～5年度計)	600人 (令和6～11年度計)
ギャンブル等依存症 専門医療機関の選定数	1か所 (令和5年10月)	3か所以上 (令和11年度末時点)

3 回復支援

(1) 社会復帰の支援

- ギャンブル等依存症者に対して指導等を行う際には、各種相談窓口や医療機関、自助グループ等につなげます。(宮崎保護観察所)
- 会員のギャンブル依存に関する知識の強化、対応能力の向上に取り組み、また、多重債務問題に関する相談体制を維持・継続します。なお、意見書の公表や一般向けのイベントを開催し、弁護士会がギャンブル依存症の問題に取り組んでいることや、弁護士がそれに関わる法律問題の解決に対応できることを周知します。(宮崎県弁護士会)
- 精神保健福祉センターや保健所、市町村において、各種相談窓口や医療機関、自助グループ等の情報をまとめた「こころのハンドブック」やホームページを活用し、ギャンブル等依存症の当事者の円滑な社会復帰を支援します。(精神保健福祉センター・保健所)
- ギャンブル等依存症の当事者の社会復帰に対する支援が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症は回復可能な病気であることを啓発するとともに、ギャンブル等依存症に対する正しい理解を社会全体に浸透させます。(精神保健福祉センター)
- 依存症回復トレーニングプログラムを実施し、必要に応じて医療機関や自助グループ等を紹介する等、円滑な社会復帰を支援します。(精神保健福祉センター)
- 回復に関わる関係機関の方に、GAグループが宮崎にあり、ギャンブル依存症本人の回復においてGAの仲間と共に歩める機会があることを認識してもらえよう、GAの責任において活動します。(GA宮崎グループ)

(2) 自助グループとの連携

- ギャンブル等依存症の回復においては、自助グループの活動が重要な役割を担っているため、回復支援において果たす役割等について各種パネル展やホームページへの掲載など様々な媒体を用いてより多くの県民に周知を図ります。(精神保健福祉センター)
- 自助グループに対して必要な機会や場所を提供するなど、活動に対する支援を推進します。(精神保健福祉センター)
- 効果的な啓発及び相談支援を行うに当たって、精神保健福祉センターや保健所等が自助グループの機能を活用するとともに、互いの機能を高め合いながら連携を図ります。(精神保健福祉センター・保健所)

4 その他

(1) 関係機関との連携

- 「宮崎県依存症対策推進協議会」で情報共有や意見交換を行うことにより、ギャンブル等依存症の発生・進行・再発の各段階に応じた支援体制の強化を図ります。（障がい福祉課）
- 地域協議会や保健所、関係団体等により構成される「宮崎県精神保健福祉連絡協議会」でギャンブル等依存症に関する情報共有を行うことにより、各地域における連携協力体制の構築を促進します。（精神保健福祉センター・保健所）
- 関係機関により構成されるブロック会議を県内各地域で開催し、地域の実情に即した取組について検討を行うとともに連携の強化を図ります。（障がい福祉課・精神保健福祉センター・保健所）

(2) 調査研究の推進

- 「宮崎県依存症対策推進協議会」等を活用し、ギャンブル等依存症に関する県内の実態や課題を把握します。（障がい福祉課）

【参考資料】

宮崎県依存症対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 各種依存症の支援体制やネットワークの確立を目指し、総合的・効果的な依存症対策について関係機関及び関係団体等が協議・連携するため、宮崎県依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討等を行う。

- (1) 専門医療機関の選定に関する事
- (2) 医療機関間の連携に関する事
- (3) 各種依存症の地域支援計画に関する事
- (4) その他依存症対策に関する必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、会長及び委員で構成し、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 別表に掲げる委員のうち、県以外の所属の委員については、当該所属が選任し、福祉保健部長が依頼するものとする。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して協議会への出席を求めることができる。

(実務者会議)

第6条 協議会は、専門的な事項について、協議・検討等を行うため、必要に応じて実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議における協議・検討等の内容については、協議会で報告するものとする。

3 その他実務者会議の設置に関する必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

宮崎県依存症対策推進協議会委員名簿

(令和6年3月現在)

所 属	役 職	氏 名	
宮崎県精神科病院協会	副会長	鮫島 哲郎	
宮崎県精神科診療所協会	会 長	中村 究	
宮崎県医師会	常任理事	吉田 建世	
宮崎県弁護士会	ギャンブル依存症 対策委員会委員長	塩地 陽介	
宮崎県薬剤師会	常務理事	黒木 武	
宮崎県小売酒販組合連合会	会 長	齋藤 一生	
宮崎県遊技業協同組合	専務理事	木室 克久	
宮崎県断酒友の会	理事長	海江田 徳行	
宮崎保護観察所	統括保護観察官	金森 利雄	
宮崎県依存症治療拠点機関	大悟病院院長	林 要人	
県	警察本部生活安全少年課	参事官	室屋 利春
	教育委員会スポーツ振興課	課 長	木宮 浩二
	生活・協働・男女参画課	課 長	牛ノ濱 和秀
	健康増進課	課 長	児玉 珠美
	薬務対策課	課 長	吉田 祐典
	県立宮崎病院精神医療センター	センター長	河野 次郎
	保健所長会	会 長	瀧口 俊一
	精神保健福祉センター	所 長	直野 慶子
	障がい福祉課	課 長	佐藤 雅宏